

社外性の判断における 子会社について

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 39

【要約】

社外取締役や社外監査役になるためには、一定の要件をみたさなければならない。

例えば、過去に1度でも子会社の使用人（従業員）であったものは、社外取締役や社外監査役になれない。

ところで、この場合、いつの時点で子会社であることが問題となるのか、必ずしも明確ではなかった。

そこで、設例をもとに検討する。

1. 社外取締役・社外監査役の定義

社外取締役や社外監査役については、会社法2条で、次のように定義がされている。

社外取締役	株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないもの をいう。
社外監査役	株式会社の監査役であって、 過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないもの をいう。

このレポートでは、上記の定義中で太字にした部分に着目して、疑問点を提示した上で検討する。

2 . 疑問点

社外取締役や社外監査役の定義からすると、例えば、過去において子会社の使用人（従業員）であった者は、社外取締役や社外監査役になれないとされる。

この場合の子会社は、いつの時点の子会社を指しているのでしょうか。社外取締役や社外監査役に就任する、もしくは就任している時点の子会社の指すのか。それとも、使用人（従業員）として勤めていた時期の子会社を指すのか。

抽象的にいっても、疑問として考えているところ伝えることはできないと思われるので、設例を挙げて検討してみた。

【設例】例えば、次のような場合、社外取締役となれるのであろうか。

A社の社外取締役候補としてXとYがいる。

Xは、過去に一時期、B社に使用人（従業員）として勤めていた。

B社は、Xが勤めていたときにはA社の子会社であった。しかし、Xが辞めてしばらくしてからA社の子会社ではなくなり、現在に至るまでA社の子会社ではないとする。

Yは、過去に一時期、C社に使用人（従業員）として勤めていた。

C社は、Yが勤めていたときにはA社の子会社でなかった。しかし、Yが辞めてしばらくしてからA社の子会社となり、現在に至るまでA社の子会社であるとする。

3 . 検討

上記の疑問点について、法務省の方の手による「論点解説 新・会社法」^(注1)の289ページと402ページに関連する記述が存在する。

その記述を参考にすれば、上記の設例は、XとYが使用人であった時点で子会社であったか否かで判断することになる。

具体的には、次の通りになる。

・ XがB社に使用人として**勤めていた時期**に、B社はA社の**子会社であった**ので、Xは**社外取締役に**なれない。

・ YがC社に使用人として**勤めていた時期**に、C社はA社の**子会社ではなかった**ので、他の点で問題がなければ、Yは**社外取締役に**なれる。

(注) 相澤哲(法務省大臣官房参事官)・葉玉匡美(法務省民事局付検事)・郡谷大輔(前法務省民事局付)編著「論点解説 新・会社法」(2006年、商事法務)のことである。